

京都女子大学・障がい学生支援の基本的な考え方について

京都女子大学(以下「本学」という。)は、本学の提供する様々な機会において、障がいのある学生が、障がいのない学生と平等に参加でき、障がいを理由として修学の機会を奪われることのないようにします。関連諸法（「障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）」、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号）」他）等に則り、支援に取り組みます。

基本方針

本学に在籍する、障がいのある学生に対する修学支援（修学上の特別措置）は、障がい学生からの支援要請（意思の表明）に基づき、「合理的配慮」という考え方にに基づき、行います。これは、単位の修得や資格取得、卒業を保証するものではなく、障がいのない学生と同等の修学機会を保障するためのものです。

合理的配慮

校内施設のバリアフリー化、授業等における情報保障（情報アクセシビリティ）やコミュニケーション上の配慮、及び教科書・教材に関する配慮等、必要かつ合理的な範囲で配慮を行います。

配慮に際しては、当該障がい学生が現に置かれている状況を踏まえ、個別に、適時、社会的障壁の除去のための手段及び方法について、本学と当該学生との建設的対話による合意と相互理解関係を構築して、柔軟に対応します。

合理的配慮の具体的な指針・事例は、別途、本学の定めるところによります。

合理的配慮にあたらぬもの

以下のようなものは、一般的に、本学にとって「過重な負担」にあたるものとします。

- (1) 本学の教育活動の目的・内容・機能を損なう可能性のあるもの。
- (2) 物理的・技術的な制約、人的・体制上の制約、及び事務・事業規模の制約等によって、実現が不可能なもの。
- (3) 本学の財務状況に照らして、費用・負担が過大となるもの。
- (4) その他、要請のあった支援が、どうしても困難と判断されるもの。

「過重な負担」と、本学がやむを得ず判断したものについては、当該学生にその理由を丁寧かつ詳細に説明するものとします。また、一方的通告に終わることの決してないようにし、代替措置の提示も含め、双方の建設的対話によって必要かつ十分な調整を行い、相互理解関係の構築を通じて当該学生からの理解を得られるよう努めるとともに、当該学生の修学を必要かつ合理的な範囲で積極的に支援します。

支援体制

本学において、障がいを理由とする差別の解消を推進し、障がい学生に支援を実施することについて、学長が本学全体を統括するとともに、最終責任を負います。

日常的支援については、学生支援課 学生相談・障がい学生支援センター 障がい学生支援室が窓口となり、健康管理センター、学生相談室、教務課、及び進路・就職課等との連携を密にして、全学的な支援体制を敷きます。授業担当教員、アドバイザー教員、当該学生が所属する学部・学科・専攻の全教員はもとより、すべての教職員が、それぞれ積極的に支援します。

以 上